

市町村への権限移譲の推進に向けて

平成26年3月
大阪府・市町村分権協議会

はじめに

1 これまでの権限移譲の取組み

- (1) 権限移譲の経緯 … 1
- (2) 「特例市並みの権限移譲」の取組みの経緯 … 2
- (3) 「特例市並みの権限移譲」の実施状況 … 3
- (4) 権限移譲の進捗状況(移譲条項数) … 4
- (5) 市町村の体制整備の状況 … 5
- (6) 大阪府の支援内容 … 7
- (7) 「特例市並みの権限移譲」の成果・課題の検証 … 8
(「大阪府における今後の権限移譲研究会」取りまとめ)

2 国の動向

- (1) 第30次地方制度調査会答申 … 9
- (2) 地方分権改革推進本部【閣議決定】(概要) … 10
- (3) 地方分権改革推進本部【有識者会議(中間取りまとめ)】(概要) … 11

3 さらに権限移譲の取組み

- (1) 進め方 … 12
- (2) 「特例市並みの権限移譲」の充実 … 13
- (3) 新たな権限の移譲 … 14
- (4) 市町村の体制整備の推進 … 15
- (5) 権限移譲の推進に向けての取組み … 16
- (6) 権限移譲の取組みに対する府の支援 … 18

おわりに

はじめに

平成21年3月、「大阪府・市町村分権協議会」では、「府でなくては担えない事務を除くすべての事務を市町村に移譲」することを最終目標に掲げ、当面の取組みとして「特例市並みの権限移譲」をするという方向性と、これを進めるための新たな仕組みや市町村の体制整備などの基本的な考え方を取りまとめた。

大阪府においても、「大阪発“地方分権改革”ビジョン」を策定し、「住民に身近な行政サービスは基礎自治体である市町村が担うべき」という「市町村優先の原則」の考え方に立ち、府内市町村に「特例市並みの権限移譲」を進めてきた。

こうした方向性の下、市町村においては、全国初となる内部組織の共同設置による移譲事務の受入れを含め、積極的な姿勢で「特例市並みの権限移譲」に取り組んだ結果、平成25年度末には、府が市町村に提案した事務数に対する移譲率が8割を超えるなど、全国でトップクラスの移譲状況となった。

その反面、市町村ごと、あるいは移譲事務ごとの移譲率にバラつきがあることや、さらなる移譲を進めていくには、これまで行財政改革を進めてきた市町村にとって人員配置や体制整備の構築が困難といった課題も明らかになってきた。

一方、第30次地方制度調査会がまとめた「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」では、人口減少社会において基礎自治体が行政サービスを提供していくための体制整備として、市町村間の広域連携の必要性や中核市・特例市の両制度の統合などが盛り込まれた。

本協議会においては、こうした状況も踏まえつつ、平成24年度に本協議会の「大阪府における今後の権限移譲研究会」により取りまとめられた「特例市並みの権限移譲の取組みにおける効果検証及び今後のさらなる権限移譲について」を受け、計7回にわたる協議を経て、今後の権限移譲の方向性について検討を重ね、今回の取りまとめに至ったものである。

1 これまでの権限移譲の取組み

— (1) 権限移譲の経緯

大阪府

- H9.4 「大阪版地方分権推進制度」創設
・市町村の自主的判断と選択による権限移譲
- H18.8 パッケージ方式の導入
・大阪版地方分権推進制度に基づき、関連性を有している事務をまとめて移譲
- H21.3 『大阪発“地方分権改革”ビジョン』【大阪府】
《第1フェーズ》(H22～)
・概ね3年間で府内市町村に特例市並みの権限移譲を推進
・事務処理特例制度を活用し、法改正に先立ち取組み
《第2フェーズ》(H26～)
・府でなくては担えない事務を除くすべての事務を市町村に移譲
- H21.3 「大阪発“地方分権改革”の推進に向けて」
【大阪府・市町村分権協議会】
・当面の取組み目標として、府内全市町村に特例市並みの事務権限を移譲
- H21.7 「特例市並みの権限移譲に向けた基本的な考え方」【大阪府】
・全国をリードする権限移譲を力強く進め、大阪から地方分権改革を強力に推進
- H22.3 「特例市並みの権限移譲」の推進
「権限移譲実施計画(案)」(H22～H24)
・府が提示した事務数 延べ2,762事務
(1団体当たり29～77事務)
・市町村の受入事務数 延べ2,302事務(移譲率約83%)
※H25年4月改訂の数値
- H25.3 「特例市並みの権限移譲の取組みにおける効果検証及び今後のさらなる権限移譲について」<取りまとめ>
【大阪府・市町村分権協議会(大阪府における今後の権限移譲研究会)】

国

- H12.4 地方分権一括法施行
・「機関委任事務制度」の廃止、「特例市制度施行」
・「条例による事務処理の特例制度」施行 など
- 【地方分権改革推進委員会の勧告等】
- H20.5 「第1次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」
・広域自治体と基礎自治体の役割分担(基礎自治体優先の原則) など
⇒市町村合併の進展等を踏まえ、都道府県から市町村へ権限移譲を推進
- H20.12 「第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」
・義務付け・枠付けの見直し
- H21.7 「第3次勧告～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ～」
・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 など
- H21.11 「第4次勧告～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～」
・自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保 など
- 【法律の改正等】
- H23.5 第1次一括法の公布
・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)
- H23.8 第2次一括法の公布
・義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(160法律)
・基礎自治体への権限移譲(47法律)
- H25.6 第3次一括法の公布
・義務付け・枠付けの3次見直しと地方提案による4次見直し(74法律)
- H25.12 事務・権限の移譲等に関する見直し方針(閣議決定)
・国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進【48事項】
・都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進【29事項】
⇒第4次一括法案を平成26年度通常国会に提出することを基本
- 【第30次地方制度調査会答申】
- H25.6 ・「大都市制度のあり方」 中核市・特例市制度の統合
・「基礎自治体の行政サービス体制」 市町村間の水平連携を促進

1－(2) 「特例市並みの権限移譲」の取組みの経緯

◆市町村への権限移譲

◇「大阪発“地方分権改革”の推進に向けて」（H21.3）【大阪府・市町村分権協議会】

- ・市町村は基礎自治体として、自らの判断と責任で、福祉や教育などの住民に身近な行政サービスを総合的に担うべき
 - ・府は、広域自治体として本来担うべき広域的機能や市町村の補完機能、連絡調整機能に一層重点化していくことが必要
- このため、府から市町村への事務権限の移譲にあたっては、
府でなくては担えない事務を除くすべての事務を市町村に移譲することを最終的な目標とし、
まずは、**当面の取組みとして、特例市並みの事務権限を移譲することを検討すべき。**

◇大阪発“地方分権改革ビジョン”（H21.3策定）

市町村への権限移譲

- ・市町村が地域の実情に応じて自らの判断で、住民に身近な行政サービスを提供できるよう、市町村への権限移譲を進める。
- 【第1フェーズ（H22～）】
- ・府内全市町村に特例市並みの権限を移譲
 - ・国の地方分権改革推進委員会の第1次勧告の権限を移譲
 - ・河川、道路などの都市基盤施設にかかる権限を移譲

◆「特例市並みの権限移譲」に向けた基本的な考え方

◆移譲対象事務

- ・権限移譲実施計画(案)において大阪府が提示した102事務（移譲留保事務16事務含む）
- ・41市町村への移譲提案事務延べ数は2,762事務（1団体当たりの受入れ事務数＝中核市：30事務、特例市：39事務、一般市町村：62事務）

◆基本的な進め方

- ・市町村の規模によって提案事務に差を設けず、すべての市町村を対象に移譲を推進
- ・地方自治法第252条の17の2の規定に基づく条例による事務処理の特例制度を活用し移譲を推進
- ・平成22年3月に市町村が策定した権限移譲実施計画(案)をもとに、毎年、大阪版地方分権推進制度実施要綱における市町村長に対する協議を行い、その同意を得て各事務の移譲を推進
- ・特例市並みの権限移譲の取組みを推進するにあたり、人的支援・財政措置を行いながら推進
〔人的支援〕研修生の受入、職員派遣、人事交流等
〔財政措置〕市町村振興補助金（分権推進分）、権限移譲推進特別交付金、移譲事務交付金

◆集中取組期間

- ・平成22年度～24年度

1 - (3) 「特例市並みの権限移譲」の実施状況

◆ 「特例市並みの権限移譲」の移譲状況【102事務】 ⇒ 16事務については、移譲留保

◎ 提案事務86事務の移譲状況（※左記事務に枝番があるため、事務項数は計89項目）

- (1)提案市町村への移譲が完了した項目………22項目（法定移譲事務含む）
- (2)提案市町村への移譲が完了していない項目……67項目（うち40項目が未移譲団体5団体以下）

分野	事務数	※重複あり				提案事務数 (延べ2,762事務)	移譲率 (延べ2,302事務) (H25年度末)
		特例市の 権限	第一次 勧告	パッケージ 方式	その他		
1. まちづくり・土地利用規制	51	30	32	17	2	42	90.1%
2. 福祉	18		18	10		16	86.9%
3. 医療・保健・衛生	7		7			5	81.6%
4. 公害規制	13	6	8	3		13	64.3%
5. 教育	2		2			0	—
6. 生活、安全、産業振興	11	1	8	4	1	10	79.6%
計	102 (※1)	37	75	34	3	86 (※2)	83.3% (※3)

- ※1 特例市の権限や国勧告により移譲が望ましいとされた事務（政令市を除く41市町村への移譲事務）
- ※2 移譲するには制度上の検討が必要であるとして、最終的に提案を留保した16事務(17項目)を除く
- ※3 市町村間の移譲率のバラつき 52%~100%

【参考】提案事務86事務（89項目）の法定権限の推移 ※（ ）内数値は、全ての対象市町村に移譲が完了した項目

法定権限	都道府県	政令市	中核市	特例市	市	町村
一括法施行前	27 (9)	4 (0)	24 (2)	34 (11)	—	—
一括法施行後	12 (1)	6 (0)	24 (6)	19 (0)	26 (13)	2 (2)

- ◆市町村種別(規模)に関わらず、中核市から町村まで一律に移譲(22項目は、全ての市町村に移譲完了)
- ◆提案事務(特例市並みの権限移譲)の半数を超える事務が中核市以上の権限(平成21年4月現在)
- ◆「特例市並みの権限移譲」により、一括法施行に先立ち移譲したことによって法定移譲が円滑に推進

1－(4) 権限移譲の進捗状況（移譲条項数）

都道府県の移譲条項数状況（H21.4.1現在⇒H25.4.1現在）

順位	都道府県	条項数
1	広島県	1 9 6 0 条項
2	静岡県	1 6 7 7 条項
3	岡山県	1 3 8 3 条項
4	埼玉県	1 2 2 2 条項
5	北海道	1 0 9 3 条項
6	栃木県	1 0 7 5 条項
7	新潟県	1 0 1 0 条項
	⋮	
15	大阪府	7 7 9 条項

順位	都道府県	条項数
1	大阪府	1 9 5 5 条項
2	広島県	1 9 3 4 条項
3	静岡県	1 7 6 8 条項
4	岡山県	1 5 1 5 条項
5	埼玉県	1 3 9 1 条項
6	新潟県	1 3 4 4 条項
7	北海道	1 2 0 4 条項
8	栃木県	1 0 7 2 条項

※条項数とは、
事務処理特例制度を活用した条例による権限移譲を行った場合の法律等の条項数
※移譲条項数状況
(社)行財政調査会「市町村への事務移譲の実施状況調べ」の調査結果を基に、
各都道府県の条項数のカウント方法が異なることから、大阪府のカウント方法に
補正し条項数を比較

◆「特例市並みの権限移譲」により短期間に大幅な権限移譲が実現。条項数は『全国トップ』(H21 全国15位)

1－（5） 市町村の体制整備の状況

◆ 移譲率と広域連携率（移譲事務の3割は広域連携で実施）

H25年度未移譲予定数	府内全域	三島地域	豊能地域	泉州北地域	泉州南地域	南河内地域	中河内地域	北河内地域
移譲事務数（A）	2,302	193	330	383	361	586	128	321
移譲率	83.3%	74.5%	95.1%	90.8%	79.5%	87.6%	85.9%	69.5%
広域連携事務数（B）	745	0	204	77	182	267	3	12
広域連携の率（B）／（A）	32.4%	0.0%	61.8%	20.1%	50.4%	45.6%	2.3%	3.7%

◆ 広域連携の取組み

（1）機関等（内部組織）の共同設置を活用した『全国初』の取組み（府内4地域）

【豊能地域】

- ◎構成団体：池田市、箕面市、豊能町、能勢町
- ◎開始時期：H23.10
- ◎受入分野：福祉、まちづくり、公害規制、生活安全、子育ての5分野
- ◎受入事務数：移譲事務延べ286うち延べ204事務を連携
（1団体受入数51事務）
- ◎実施場所：豊能府民センター【広域福祉課設置】《福祉分野》※集中処理
池田市役所《まちづくり・公害規制分野》※分担処理
箕面市役所《生活安全・子育て分野》 ※分担処理

【南河内地域】

- ◎構成団体：富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
- ◎開始時期：H24.1
- ◎受入分野：福祉、まちづくり、公害規制の3分野
- ◎受入事務数：移譲事務延べ399うち延べ258事務を連携
（1団体受入数43事務）
- ◎実施場所：南河内府民センター【広域まちづくり課、広域福祉課設置】
《まちづくり・福祉分野》※集中処理
河内長野市役所《公害規制分野》※分担処理

【泉州北地域】

- ◎構成団体：岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町
- ◎開始時期：H24.4
- ◎受入分野：福祉分野
- ◎受入事務数：移譲事務延べ383うち延べ54事務を連携
（1団体受入数9事務）
- ◎実施場所：～H24.9《福祉分野（自治事務のみ）》※集中処理
岸和田市役所職員会館【広域事業者指導課設置】
H24.10～泉南府民センターへ移設《福祉分野（移譲事務）》

【泉州南地域】

- ◎構成団体：泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
- ◎開始時期：H25.4
- ◎受入分野：福祉分野
- ◎受入事務数：移譲事務延べ364うち延べ60事務を連携
（1団体受入数10事務）
- ◎実施場所：泉佐野市役所 ※集中処理

◆ 広域連携の取組み (つづき)

(2) 協議会

『全国初』の取組みとして、小中学校の教職員の任命権に係る事務を広域で処理
 ◎豊能地域3市2町で「大阪府豊能地区教職員人事協議会」を設置 (H24.4)

(3) 事務委託

事務委託(構成団体)	開始時期	受入分野
泉佐野市、田尻町	H23.10～	まちづくり・土地利用規制分野25事務
泉大津市、忠岡町	H23.10～	衛生・公害規制・まちづくり分野10事務
阪南市、岬町	H24.1～	まちづくり・土地利用規制分野24事務 (※自治法上の事務委託ではない)
堺市、高石市	H24.10～	保安3法関連事務
富田林市、千早赤阪村	H25.3～	保安3法関連事務
富田林市、太子町	H25.3～	保安3法関連事務

(4) 事務組合

一部事務組合(構成団体)	開始時期	受入分野
枚方市、寝屋川市	H24.4～	保安3法関連事務
守口市、門真市	H25.3～	保安3法関連事務
柏原市、羽曳野市、藤井寺市	H25.1～	保安3法関連事務
泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	H25.4～	保安3法関連事務(消防広域化に伴う組合新設:H24.11)
大東市、四條畷市	H26.4～(予定)	保安3法関連事務(消防広域化に伴う組合新設:H25.11)

◆「特例市並みの権限移譲」を推進する中で、『全国初』となる内部組織の共同設置など、市町村間の広域連携が進展

◆ 中核市への移行

◎H24.4.1 豊中市が中核市移行

◎H26.4.1 枚方市が中核市移行(予定)

1－(6) 大阪府の支援内容

◆ 「特例市並みの権限移譲」の取組みを推進するにあたり、短期間に集中して人的支援・財政措置を実施

◎ 人的支援

H22～3年間で120名の市町村職員研修生の受入をはじめ、広域連携コーディネートのための職員派遣、人事交流、府OBの活用などの支援を実施。

◎ 財政措置（「大阪版地方分権推進制度実施要綱」に基づく移譲事務交付金等措置状況）

	H22決算	H23決算	H24決算	H25当初予算	計(4カ年)
移譲事務交付金	1.6億円	3.4億円	7.4億円	11.3億円	23.7億円
特別交付金	9.0億円	9.7億円	6.3億円	—	25.0億円
合計	10.6億円	13.1億円	13.7億円	11.3億円	48.7億円

※移譲事務交付金の予算決算は、「特例市並みの権限移譲」以外も含む

1－(7) 「特例市並みの権限移譲」の成果・課題の検証

(「大阪府における今後の権限移譲研究会」取りまとめ) (H25.3)

◎ 成果

- 提案事務延べ2,762事務のうち、延べ2,302事務を市町村が受入 ⇒ 移譲率 約83%
- 移譲条項数、1,955条項数で『全国トップ』 (H21 全国15位)
- 市町村間の広域連携が進展 ⇒ 延べ745事務を広域連携で実施 (全体の約3割) 《内部組織の共同設置は、『全国初』》

◎ 評価 (市町村・住民等)

- 地域の実情に即した取組みになっていると総じて肯定的
 - ・権限移譲により住民へのサービス向上の効果があつた、地域の実情に即した取組みを実現するのに効果があつた など【市町村】
 - ・窓口が近くなったことによる利便性の向上や、気軽に相談できるようになった など【住民等】

◎ 課題

- 市町村間における移譲状況のバラつき
- 権限移譲の受け皿となる体制構築が困難
 - ・人員配置 (特に専門職の配置) が困難
 - ・処理件数が僅少な事務が多く、ノウハウの定着や蓄積が困難⇒市町村が、現行体制で権限移譲を引き続き進めていくことには、一定の限界がある
- 移譲事務に要する経費と移譲交付金との差
 - ⇒ 移譲後間もない (習熟度) ことから、一定期間経過後再検証し、必要に応じ改善
 - 【事務執行に対する市町村の要望】
 - ・移譲後における定期的・継続的な研修の実施
 - ・処理件数が僅少な事務における事務マニュアルの作成
 - ・より効果的な人的支援策の検討、移譲事務交付金の算定見直し

◎ まとめ (さらなる権限移譲の取組み)

- 市町村優先の原則に基づき、特例市並みの権限移譲の底上げ検討が必要
- 移譲事務の定着を図るための支援方策の検討が必要
- 市町村は、行財政改革を図るとともに、市町村間の広域連携などを含めた体制整備が重要
- 府は体制整備に取り組む市町村に対し、積極的にコーディネート機能を発揮すべき
- さらなる事務移譲を着実に進めるためには、府は他府県で移譲の実績のある事務について移譲可能な事務・権限の整理・提示を行い、市町村は、住民サービスの向上に寄与する効果的・魅力的な事務について積極的に受入を検討していくこと

◆「特例市並みの権限移譲」の取組みにより一定の成果はあつたが、移譲事務のノウハウ定着など課題も多い。

◆市町村優先の原則に基づき、これまでの取組みの定着及び充実を図る必要がある。

2 国の動向

－ (1) 第30次地方制度調査会答申

◆ 「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」のポイント 【平成25年6月25日 地方制度調査会答申】

① 大都市制度の改革

◎ 指定都市制度の改革

- ・二重行政の解消
都道府県から指定都市への事務移譲とこれに伴う税源配分の見直し
都道府県と指定都市の様々な問題を調整する協議会の設置 など
- ・「都市内分権」による住民自治の強化
条例で区役所事務を規定、区長の役割強化（人事・予算等）
区長の特別職を可能に（市長が議会同意を得て選任）

◎ 特別区制度の他地域への適用

（大阪市等人口200万人以上の指定都市等の区域を対象）

◎ 中核市、特例市制度

- ・現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万
万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で
両制度を統合

◎ 特別市（仮称）

（全ての都道府県・市町村の事務を処理・都道府県の区域外）

- ・二重行政の完全解消など大きな意義があるが、住民代表機能のあ
る区の必要性、警察事務の分割による懸念など、さらに検討が必要

◎ 都区制度

- ・都から特別区への更なる事務移譲を検討
- ・社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

② 基礎自治体の行政サービス提供体制

◎ 新たな広域連携

○ 地方圏

- ・「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携
（地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた
適切な財政措置）
- ・それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組
を一層促進
- ・地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域
連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

○ 三大都市圏

- ・同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完
的、双務的な役割分担を促進

◆ 今後の基礎自治体の行政サービス提供体制の構築

- ◎ 自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県による補
完など多様な手法の中から各市町村が最も適したものを自ら選択



地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化

⇒地方公共団体間で「連携協約（仮称）」を締結し、役割分担を
定める新たな仕組みを導入（平成26年通常国会に法案提出予定）

2－（2） 地方分権改革推進本部【閣議決定】（概要）

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について

【平成25年12月20日 閣議決定 資料より抜粋】

1. 基本的な考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。
- 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。

2. 国から地方公共団体への移譲等

○ 移譲する事務・権限【48事項】

例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】

例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

3. 都道府県から指定都市への移譲等

○ 移譲する事務・権限【29事項】

例：①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定
②病院の開設許可、③都市計画決定区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】

例：①パスポート発給申請受理・交付、②農地転用の許可等

※上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある

4. 移譲に伴う財源措置その他の必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

2- (3) 地方分権改革推進本部【有識者会議（中間取りまとめ）】（概要）

◆ 「個性を活かし自立した地方をつくる ～地方分権改革の総括と展望（中間取りまとめ）～」 【平成25年12月10日 地方分権改革有識者会議】

(1) これまでの改革の総括

- ・衆議院及び参議院両院における「地方分権の推進に関する決議」から20年を経て、第1次・第2次地方分権改革を通じ、地方分権改革はその成果が定着
- ・地方分権改革推進委員会で勧告された各般の課題への対応も一区切りする段階に到達

・関係府省が移譲に課題があったとしていた事務（農地転用の許可権限や病院開設の許可権限等）であっても、市町村で特段の支障なく事務処理が行われている
→市町村の事務処理能力が一定向上している

②「提案募集方式」の導入

- ・地方公共団体から全国的な制度改正の提案を募集

③「手挙げ方式」の導入

- ・各地方公共団体の規模や能力は多様であり直面する課題も異なることから、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲

④効果的な情報発信

- ・これまでの改革による成果を効果的に発信することが重要

(2) 今求められる改革の位置づけ

- ・地方分権改革は個性を活かし自立した地方をつくることを目指すもの
- ・短期集中型の改革スタイルから、地域における実情や課題に精通した地方の発意に根差した息の長い取組を行う改革スタイルへの転換が必要
- ・地方の「多様性」を重んじた取組を推進すべき

(3) 改革のミッション ～地方分権改革の目的～

- ・更なる地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）、権限移譲等の推進が必要
- ・国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務等、国が本来果たすべき役割に重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだね、国・地方双方の機能強化を実現すべき

(4) 改革の進め方

地方の発意に根差した息の長い取組、地方の多様性を重んじた取組、効果的な情報発信に軸足を置いた取組が必要

①第4次一括法案の平成26年通常国会への提出

- ・第2次地方分権改革で残された課題である国から地方への事務・権限の移譲等
- ・第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

(5) 改革を担う主体の役割

各主体が個別に役割を果たすだけでなく、水平連携や垂直連携など相互補完を活かすことが必要

「国」

- ・地方からの提案等を尊重し、全国的な制度の改革に関する企画・立案を担い実行を推進

「都道府県」

- ・条例による事務処理特例制度を活用しつつ、市町村への事務・権限の移譲に積極的に取り組むべき
- ・市町村が前向きに改革に取り組めるよう、個別分野に係る助言や法務など専門的な観点からの相談対応、人材育成のための研修など、積極的な支援に努めるべき

「市町村」

- ・住民自治を充実させ、住民が自ら地域の課題に当たることができるよう、仕組みの整備や意識啓発を図ることを通じて、住民の理解を高め、参加を促進すべき

(6) 権限移譲の方向性

- ・全国一律の移譲に際しては、広域連携の仕組みを活用すべき
- ・全国一律の移譲が困難な場合は、「手挙げ方式」を導入すべき
- ・事務処理特例制度による移譲実績が積み上がった事務については法令による移譲を進めることが必要
- ・確実な財源とマニュアル整備、研修など必要な支援を行うべき

3 さらなる権限移譲の取組み － (1) 進め方

◆市町村への権限移譲

◎「特例市並みの権限移譲」の取組みについては、大幅な権限移譲が短期間に実現するなど一定の成果がある一方で、市町村間のバラつきなどの課題も明らかに。

・「特例市並みの権限移譲」は、国の地方分権改革推進委員会勧告により、基礎自治体の事務として示された事務が中心。

⇒市町村優先の原則に基づき、基礎自治体の事務として「特例市並みの権限移譲」の定着・充実を図ることが先決

◎他府県実績を踏まえたさらなる移譲事務の選定

【最終目標】：府でなくては担えない事務を除く全ての事務を市町村に移譲（「大阪発“地方分権改革”ビジョン」【第2フェーズ】）

⇒大阪府の全ての権限（8,000条項）のうち、他府県での実績を踏まえて、半分（4,000条項）を超える権限の移譲を目指す

【取り巻く環境】 ⇒ 「短期間に大幅な権限移譲を推進する環境とは言い難い」

《地方分権改革の進展状況について》

・国における基礎自治体への権限移譲は、一定収束となっている（さらなる一括法等による新たな法定移譲は見込めない）

・道州制に係る議論はこれから ・市町村合併の特例措置は大幅縮小

《中核市事務の核となる保健分野の権限について》

・保健所事務は保健所政令市以外の市町村に、事務処理特例制度を活用した移譲は認めない（厚生労働省の見解）

《府内市町村の状況》

・市町村の規模によって異なるが、現行体制でさらなる権限移譲を進めるのは一定の限界となっている

⇒ 権限移譲の歩みを止めることなく推進するため、他府県移譲実績を踏まえ、現時点で移譲することが可能な事務に限り、設定

現行体制に一定の限界のある中で、さらなる権限移譲を進めるには、併せて市町村の体制整備も必要

◆市町村の体制整備

・さらなる権限移譲の受け皿ともなる市町村間の広域連携や新中核市制度の活用（中核市移行支援）による中核市への移行など、市町村における体制整備への取組みに対しては、府は、コーディネート機能を担い、推進のための支援を行うことが必要

◆広域連携をはじめとする市町村の体制整備の推進により、市町村の基盤強化を図る

◆市町村優先の原則に基づき、「特例市並みの権限移譲」の取組みの定着及び充実を図ることを優先

◆新たな権限移譲は、他府県実績を踏まえ、現時点において、移譲することが可能な事務に限り、設定

3- (2) 「特例市並みの権限移譲」の充実

1. 基本的な考え方

- 「特例市並みの権限移譲」は、基礎自治体が担うべき事務として、積極的に移譲することを検討
 - ☞ さらに移譲を進めるためには、これまでの取組み実績を踏まえ、移譲率の高い事務や移譲効果の高い事務を「重点化」して移譲を進めるなど、「特例市並みの権限移譲」の充実を図るための工夫が必要

2. 移譲の進め方

1. 「重点取組事務」の設定（42事務）【別表1参照】

(1) 対象市町村全てに移譲が完了していない事務（67事務）のうち、多くの市町村で移譲済みとなっている事務

- ・府内の町村（10町村）の半数（5団体）以上が移譲済みとなっている事務・・・未移譲団体5団体以下
- ☞ 一定の規模の底上げを図ることができる事務（移譲が進みやすい事務）として位置づけ

○未移譲団体が少数（5団体以下）の事務（40事務のうちH26完了する1事務除く39事務を「重点化」）

(2) 「重点取組」とした事務以外（27事務【未移譲団体が6団体以上】）で「移譲効果の高い事務」とされる事務

- ・「移譲効果の高い事務」：申請者が住民で、かつ処理件数が（多数）あり、専門職を要しない事務

- ①「身体障がい者手帳交付事務」
- ②「精神障がい者保健福祉手帳交付事務」
- ③「農地転用の許可等事務」

「重点取組事務」に設定
【42事務】

2. 「重点取組事務」の進め方

(1) 各市町村と大阪府の個別協議により移譲を推進

- ・基礎自治体が備えるべき事務として、積極的に移譲を検討

(2) 未移譲団体の個別の要因を分析・整理（ヒアリング）し、移譲に向けたきめ細やかなサポート

例) 移譲済市町村の状況の提供や広域連携構築のためのコーディネートなどきめ細やかなサポートによる推進

※「重点取組事務」以外の事務についても、各市町村の発意により「手挙げ方式」にて移譲を推進【24事務】

◆各市町村における積極的な検討と府のきめ細やかなサポートにより移譲を推進

3- (3) 新たな権限の移譲

1. 基本的な考え方

○権限移譲の歩みを止めず移譲を推進するため、他府県実績を踏まえ、移譲の可否を検討

・他府県実績があっても、財源と権限のミスマッチや法等の趣旨・事業の内容から府で実施することが効果的なものについては、引き続き府で実施

☞現時点で移譲することが可能な事務に限り、設定

2. 移譲事務【37事務（約500条項）】

1. 移譲する事務【31事務】【別表2参照】

例：①動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置（動物の愛護及び管理に関する法律）

②土地区画改良の設立認可等（土地改良法）

2. 既移譲事務に係る付帯事務の追加【6事務】【別表3参照】

例：①事業計画等の修正の申告の受理等（土地区画整理法） ☞【既移譲事務：「区画整理会社の土地区画整理事業に係る認可・指揮監督等」No.89】

3. 移譲の進め方

1. 「重点取組事務」の設定（16事務）

○すべての対象市町村において、積極的に計画に盛り込む方向で調整する事務

☞市町村が受け入れやすいと思われる事務を中心に、事務の内容を精査し設定

・「市町村事務・既移譲事務との関連性がある」事務（4事務）

・「市町村事務・既移譲事務との関連性はない」が、「専門職が不要」で「対象範囲が多く」「事務の発生が見込まれる」事務（6事務）

・既移譲事務に追加する条項（6事務）

2. 移譲の進め方

(1)市町村種別（規模）ごとに事務を提示（大阪府）

・市町村の種別ごと（規模別）に移譲リストを提示（第1フェーズでは、市町村規模に関わらず、市町村毎に事務を提示）

(2)「第2次権限移譲実施計画（案）（仮称）」の策定（市町村）（H27～H29の3年間）

・府が提示する移譲事務リストを基に、各市町村において「第2次権限移譲実施計画（案）（仮称）」を策定

（第1フェーズでは、実施計画（案）の「たたき台」を府から提示 ※市町村からの発意による「手挙げ方式」も併用）

※「重点取組事務」以外の事務については、対象市町村において、自主的な判断で計画に盛り込む方向で調整

対象：新規移譲事務（他府県移譲実績を踏まえ、移譲「可」とした事務）のうち「重点取組事務」を除く21事務

※移譲事務リストへの提示のない大阪府の事務・権限についても、市町村の発意による「手挙げ方式」により、個別に移譲を検討

3- (4) 市町村の体制整備の推進

◆ 体制整備

◇ これからの取組み

人口減少・少子高齢化社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制（第30次地方制度調査会答申）

◆ 基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な合併や市町村間の広域連携など多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から、最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要

◆ 市町村間の広域連携の推進

- 内部組織の共同設置や事務委託など、これまでの取組みを拡大
 - ・未設置地域での設置や既設置地域における取組み分野の拡大
- 新たな制度の活用（通常国会「自治法改正」を予定）
 - ・「連携協約」制度や「事務の代替執行」制度の活用

◆ 新中核市移行支援

- 中核市制度と特例市制度の統合
 - ・特例市制度を廃止し、中核市指定要件を「人口20万以上」に変更
- 意向のある団体を積極的支援（市町村体制整備の推進）

《参考》大阪発“地方分権改革”ビジョン（抜粋）

《将来の市町村に求められる姿》

- ◆ 府と市町村の新しい関係を築いていくためには、府の役割を純化するなど、府と市町村の役割分担を見直すことが必要。
- ◆ 市町村が、自らの判断と責任で住民福祉、健康、環境保全に関する事務など住民に身近な行政サービスを総合的に担うためには、中核市程度の規模に再編していくことが望ましい。

【大阪府市町村合併推進審議会答申】

- ・基礎自治体としての能力向上や官民協働推進の観点から、中核市・特例市並みの機能を備えることが望ましい。
- ・行政経費＝人口20～30万程度が最も効率的
- ・行政組織＝規模が大きいかほど専任組織の設置や専門職員の配置が可能

市町村の取組み

市町村が中核市程度の規模を備えるには、市町村合併は極めて有効な手法 ⇒ 自主的な市町村合併へ

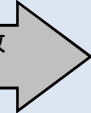
広域連合や事務の委託など、市町村間の広域的な連携への取組み

大阪府のサポート

- ① 自主的な市町村合併を支援
- ② 市町村間の広域連携のコーディネーター役を果たす
- ③ 大阪府も参画した広域連携を検討



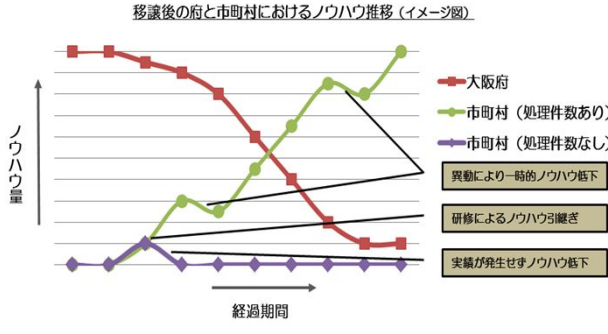
市町村の行財政基盤の強化



住民に身近な行政サービスを総合的に担う基礎自治体の形成

3- (5) 権限移譲の推進に向けての取組み

◆ 課題と対応

課題	状況	対応(取組み)
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村間のバラつき ○人員配置が困難 (特に専門職の配置) 	市町村毎の移譲率 (52%~100%) 市町村行政職員数 H22⇒H25 ▲2,171人	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村間の広域連携の推進 ⇒市町村振興補助金で取組支援 ⇒府はコーディネート機能を発揮 ・実務経験のある府OBの活用【拡充】 ⇒人材バンクを有効活用
<ul style="list-style-type: none"> ○僅少な事務について、ノウハウの定着及び蓄積が困難 		<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの整備を促進 ・情報共有体制の構築 ⇒既存会議 (府連絡会議、市町村間連絡会議) の活用 ⇒新たな連絡会議の設立 府は、コーディネート機能を発揮 ・必要に応じ、事例検討などにおいて府職員を講師として派遣 (連絡会議などにおいて活用)
<ul style="list-style-type: none"> ○移譲事務交付金の算定の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理実績時間と交付金算定処理時間との乖離 	<ul style="list-style-type: none"> ・移譲後間もないことから、一定期間経過後、再検証し、効果的な運用も含めた制度となるよう検討
<ul style="list-style-type: none"> ○事務移譲に対する職員の意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・府からの事務引き継ぎは不十分 ・一部の市町村から負担感が大きいとの声もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な研修、説明会の実施 ⇒府・市町村職員に対し、事務処理特例制度を活用した権限移譲に対する研修を実施

きめ細やかなサポート実現のため、「地域ブロック会議(仮称)」を設置【新規】

◆ 「地域ブロック会議（仮称）」（案）の概要

～地方分権（権限移譲、広域連携）の推進のためのきめ細やかなサポート～

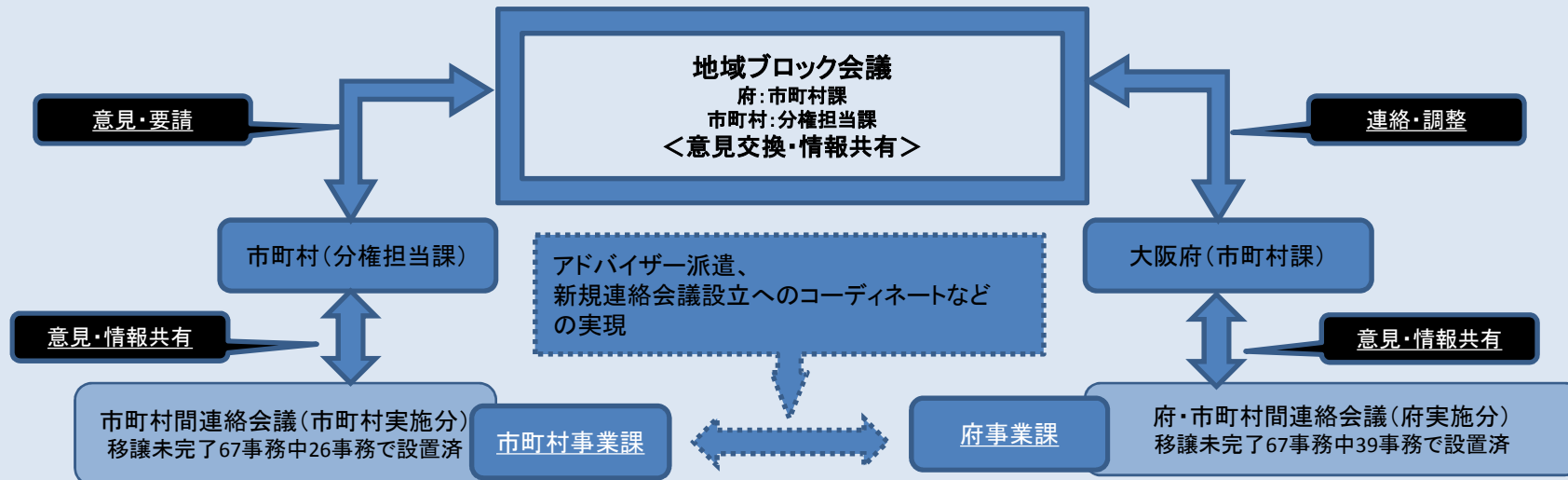
◎目的

移譲事務の円滑な処理やさらなる権限移譲及び広域連携の推進を図るためのきめ細やかなサポートを行う仕組みとして地域ブロックごとに大阪府と市町村で構成する「地域ブロック会議（仮称）」を設置

◎役割

市町村からの意見や要請などの声を吸い上げ、市町村間の広域連携の推進や情報共有体制構築に係るコーディネートなど、各地域における課題解決に向けたきめ細やかなサポートを行うための「窓口」機能を担う

例) /ウハウ定着のためのフォロースキーム（既存組織の活用）



3－（6） 権限移譲の取組みに対する府の支援

◆ 取組みに対する支援

1 . 財 政 措 置

◆ 移譲事務交付金（現行制度）

- ・移譲事務に対して交付している「経常的経費に係る交付金」は、移譲事務に係る各市町村の年間処理件数に応じた金額を交付
- ・1 事務あたり6 時間分の人件費を固定経費分として交付

◆ 市町村振興補助金による支援（平成25年度から「地方分権改革推進」に重点化）【拡充】

- ・「特例市並みの権限移譲」及び「新たな権限移譲」に係るインセンティブとして支援
 - ・権限移譲の受け皿としての体制整備（広域連携等）のインセンティブとして支援 など
- ⇒重点取組事務数、移譲事務数、広域連携への取組みなどを勘案し、積極的に取り組む市町村（政令市除く）を支援

2 . 人 的 支 援

- ・「人的支援メニュー」を設定（「特例市並みの権限移譲」と同様に、移譲事務ごとに市町村研修生の受入れ等をメニュー化）
- ・職員派遣
- ・市町村職員と府職員の人事交流
- ・府OB職員と市町村との人材マッチング【拡充】
- ・事務処理特例制度に係る研修会の実施【新規】

3 . そ の 他 支 援

◆「地域ブロック会議(仮称)」の設置【新規】

- ・市町村からの意見や要請などの声を吸い上げ、市町村間の広域連携の推進や情報共有体制構築に係るコーディネートなど、各地域における課題解決に向けたきめ細やかなサポートを行うための「窓口」機能を担う

おわりに

大阪府においては、人口減少と相まって地方圏を上回る急速な高齢化の進行による税収の減少や公共施設の老朽化への対応による支出の増大など、市町村の負担が一気に増大し、厳しい行財政運営が求められることが予想される。こうした中、職員数の大幅な削減など身を切る行財政改革を進めてきた市町村においては、単独でのさらなる権限移譲の受入れは困難との声も出てきている。

一方、「地方分権改革有識者会議」では、今後の取組みの指針となる「個性を活かし自立した地方をつくる ～地方分権改革の総括と展望～」について中間取りまとめを行い、分権改革のさらなる展開としては、「これまでの短期集中型改革スタイルから地域における実情や課題に精通した地方の発意に根ざした息の長い取組みを行う改革スタイルへの転換が望まれる」との提言が盛り込まれるなど、分権改革も一区切りの段階を迎えていると言える。

このように環境が変化する中においても、行政の質の向上や地域の最適な政策の展開を図るためには「市町村優先の原則」に基づき、住民に身近な行政サービスはできる限り市町村で実施することが重要であり、分権改革の歩みを止めることなく推進していく姿勢が求められる。

このため、市町村で実施することが相応しい事務として進めてきた「特例市並みの権限移譲」の一層の充実・定着に向け取り組むことを最優先に、府と市町村が協調して、現時点で新たに移譲が可能とされた事務について、さらに移譲を進めていくことが重要である。また、市町村においては、現行体制でさらなる移譲を進めていくことは一定の限界との意見があることから、市町村間の広域連携などの体制整備をさらに進めていくことが必要となる。

なお、現在、道州制や新たな大都市制度などについて議論が行われているところであり、これらの具体的な方向性が定まった時点で、本取りまとめに影響が及ぶ場合には、必要に応じて本協議会においても移譲事務の取扱いについて検討することとする。

今後、市町村は地域の実情を踏まえ、広域連携などの手法も用い権限移譲について積極的に取り組むとともに、大阪府は市町村を多面的に支援することにより、権限移譲が着実に進められ、住民サービスの向上に寄与することを期待する。

【別表1】 「特例市並みの権限移譲」 【重点取組】 事務一覧【第1フェーズ】

NO.1

番号	分野	事務名称	法令名	法定権限	未移譲 団体数	備考
3	生活	高圧ガス保安法に基づく許認可等	高圧ガス保安法	府	2	
4	生活	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許認可等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 同法施行令	府	2	
5	生活	火薬類製造販売営業の許可等	火薬類取締法 同法施行規則	府	2	
7	生活	特定非営利活動法人の設立の認証等	特定非営利活動促進法 租税特別措置法施行令	政令市	5	
8	福祉	児童福祉施設設置（保育所、児童館）にかかる認可等	児童福祉法 同法施行規則	中核市 (児童館は、 政令市)	5	
9	福祉	児童福祉施設設置（助産施設・母子生活支援施設）にかかる認可等	児童福祉法 同法施行規則	中核市	5	
10	福祉	認可外保育施設からの届出の受理等の事務	児童福祉法	中核市	5	
14-1	福祉	身体障がい者手帳の交付	身体障害者福祉法 身体障害者福祉法施行令 児童福祉法	中核市	14	「移譲効果の高い事務」
14-3	福祉	精神障害者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	政令市	13	「移譲効果の高い事務」
21	福祉	特別養護老人ホーム（定員29人以下の施設）の設置の認可	老人福祉法	中核市	3	
24	福祉	社会福祉法人の設立認可等	社会福祉法	市	1	
25	福祉	社会福祉事業（老人福祉センター）開始の届出の受理等	社会福祉法	中核市	2	
26-1	福祉	社会福祉事業（放課後児童健全育成事業）開始の届出の受理等	社会福祉法	中核市	1	
26-2	福祉	社会福祉事業（隣保事業）開始の届出の受理等	社会福祉法	市	3	
42	公害	騒音規制法に係る規制基準設定事務等	騒音規制法 同法17条第1項の規定に基づく指定地域内における 自動車騒音の限度を定める省令	市	3	
43	公害	振動規制法に係る規制基準設定事務等	振動規制法 同法施行規則	市	3	
44	公害	悪臭防止法に係る規制基準設定事務等	悪臭防止法	市	3	
45	公害	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	環境基本法	市	3	
49	まち	農用地域内における開発行為の許可等	農業振興地域の整備に関する法律	府	5	
50	まち	農地転用の許可等	農地法 同法施行令 同法施行規則	府	20	「移譲効果の高い事務」
52	まち	都市緑地法に基づく緑地保全地域、特別緑地保全地区に関する事務	都市緑地法	市	1	

【別表1】「特例市並みの権限移譲」【重点取組】事務一覧【第1フェーズ】 NO.2

番号	分野	事務名称	法令名	法定権限	未移譲 団体数	備考
53	まち	地方公共団体等の土地の買取り希望の届出受理等	公有地の拡大の推進に関する法律	市	1	
54	まち	国土利用計画法に基づく事後届出に関する事務	国土利用計画法	政令市	2	
55	まち	遊休土地に関する事務	国土利用計画法	政令市	2	
56	生活	砂利採取時における採取計画の認可	砂利採取法	府	4	
57	まち	路外駐車場設置（変更）の届出の受理等	駐車場法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	市	2	
66	まち	特定都市河川浸水被害対策法に関する事務	特定都市河川浸水被害対策法	特例市	3	
70	まち	宅地造成工事規制区域指定等	宅地造成等規制法	特例市	5	
74	まち	終身建物賃貸借事業の認可等	高齢者の居住の安定確保に関する法律	中核市	2	
75	まち	優良住宅の認定等	租税特別措置法 同法施行令	府	3	
76	まち	マンション建替事業に係る認可、指導監督等	マンションの建替等の円滑化等に関する法律 同法施行令	市	2	
77	まち	個人施行者の施行する住宅街区整備事業に係る認可・指導監督等	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 同法施行令	特例市	2	
78	まち	施設住宅等の区分所有者相互の事項に係る管理規約の認可	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	特例市	3	
79	まち	住宅街区整備事業により取得した施設住宅の一部の譲渡の届出の受理	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	特例市	1	
82	まち	組合が行う住宅街区整備事業に係る認可・指導監督等	組合が行う住宅街区整備事業に係る認可（組合設立、換地計画）、指導監督等	特例市	2	
84	まち	土地区画整理促進区域内等における土地の買取申出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 同法施行令	特例市	1	
88	まち	再開発事業計画の認定等	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	特例市	3	
89	まち	区画整理会社の土地区画整理事業の認可・指導監督等	土地区画整理法	特例市	4	
90	まち	個人の土地区画整理事業の認可・指導監督等	土地区画整理法	特例市	4	
91	まち	組合の土地区画整理事業の認可・指導監督等	土地区画整理法 同法施行令	特例市	4	
92	まち	土地区画整理事業に係る建築行為等の許可等	土地区画整理法	特例市	3	
96	まち	防災街区計画整備組合の設立の認可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	特例市	3	

【別表2】新たに市町村へ移譲する方向の事務一覧【第2フェーズ】

◆ 新たに市町村へ移譲する方向の事務リスト総括表

分野	移譲する方向の事務数（新規）【別表2】							既移譲事務に係る付帯事務の追加 （※3） 【別表3】	合計
	市町村種別ごとの提示数（※1）								
	政令市	中核市	特例市	一般市	町村	その他 （※2）			
まちづくり・土地利用規制	5 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	5 (5)	10 (5)
医療・保健・衛生	5 (4)	2 (2)	3 (3)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
農林水産	18 (5)	16 (5)	16 (5)	15 (5)	15 (5)	16 (5)	1 (0)	1 (1)	19 (6)
環境	2 (1)	1 (1)	1 (1)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	1 (0)	－ (－)	2 (1)
生活安全	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	－ (－)	－ (－)	1 (0)
合計	31 (10)	21 (8)	22 (9)	20 (7)	20 (7)	23 (7)	4 (0)	6(6)	37 (16)

（ ）内数値は、「重点取組事務」数

※1 市町村の種別ごとの提示数は、対象となる種別ごとで集計しているため、移譲する方向の事務数（新規）の合計とは、一致しない

※2 市町村種別の「その他」は、特定の団体を対象（建築主事を置く特定行政庁や法令等で指定された地域に係る団体を対象）

※3 既移譲事務に係る付帯事務の追加は、既に元の事務の移譲を受けている市町村を対象とする。

（ただし、住宅造成事業法に係る事務は河内長野市のみ対象。）

【別表2】新たに市町村へ移譲する方向の事務一覧【第2フェーズ】

◆ 新規移譲事務のうち「重点取組事務」(10事務)

番号	分野	事務名称	法令名 (※は、移譲済の法令)	法定 権限	移譲対象	重点 取組	既事務 関連
1	保健	遊泳場の開設許可、供用開始の届出	遊泳場条例(※)	府	政令・中核市	◎	★
2	保健	犬、猫及び特定動物以外の引取り等	動物の愛護及び管理に関する法律(※) 動物の愛護及び管理に関する条例(※)	政令市	中核市	◎	★
3	保健	動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置	動物の愛護及び管理に関する法律(※)	中核市	全市町村 (政令・中核除く)	◎	
4	保健	獣医師法に基づく獣医師の届出受理	獣医師法	府	全市町村	◎	
5	農林	農薬販売業の届出等	農薬取締法	府	全市町村	◎	
6	農林	肥料販売業の届出等	肥料取締法	府	全市町村	◎	
7	農林	土地改良区の設立認可・指導・検査、土地改良事業に関する認可、換地計画の認可等	土地改良法 大阪府土地改良法施行規則	府	全市町村	◎	
8	農林	緑化計画書の勧告等	自然環境保全条例	府	全市町村 (一部市除く)	◎	★
9	農林	農事組合法人に係る指導監督事務	農業協同組合法	府	全市町村	◎	
10	環境	廃棄物再生事業者の登録に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	府	政令・中核市	◎	★

【別表2】新たに市町村へ移譲する方向の事務一覧【第2フェーズ】

◆ 新規移譲事務のうち「重点取組事務」を除く事務（21事務）

番号	分野	事務名称	法令名 (※は、移譲済の法令)	法定権限	移譲対象
11	まち	都市施設又は現況調査に係る既存施設への立入調査、勧告及び公表等	福祉のまちづくり条例（※）	府	特定行政庁
12	まち	一般自動車道に係る測量・調査・工事等に伴う他人の土地への立入許可に関する事務	道路運送法	府	全市町村
13	まち	風致地区内における行為許可・指導監督に関する業務	大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（※）	一般市	町村
14	まち	建築環境配慮にかかる事務等	温暖化の防止等に関する条例	府	中核市程度
15	まち	拠点整備促進区域内における土地の買取り等に関する事務	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（※）	一般市	町村
16	保健	化製場等の設置など各種許可、立入検査、報告徴収等	化製場等に関する法律	中核市	全市町村 (政令・中核除)
17	農林	農地転用許可に係る大臣協議等	農地法（※）	府	全市町村
18	農林	果樹園経営計画の認定、報告の徴収	果樹農業振興特別措置法	府	全市町村
19	農林	エコファーマーの認定	持続性の高い農業生産方式導入促進に関する法律	府	全市町村
20	農林	都市緑地法に基づく緑地保全計画の策定等	都市緑地法（※）	一般市	町村
21	農林	緑地管理機構の指定等	都市緑地法（※）	府	全市町村
22	農林	生産事業者の登録、登録証交付、立入検査等	林業種苗法	府	全市町村
23	農林	分収林契約締結の斡旋（募集）、届出受理、勧告、報告徴収等	分収林特別措置法	府	全市町村
24	農林	入会林野整備計画の認可、意見聴取、調停等	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	府	全市町村
25	農林	生産森林組合の設立認可等	森林組合法	府	全市町村
26	農林	水産業協同組合の検査指導監督	水産業協同組合法	府	特定市町
27	農林	輸出水産物を製造する事業場の登録、登録後の変更等に関する事務	輸出水産業の振興に関する法律	府	全市町村
28	農林	家畜市場の登録等	家畜取引法	府	全市町村
29	農林	家畜排せつ物の管理に係る指導等 処理高度化施設整備計画の認定	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	府	政令・中核市
30	環境	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(地下水採取)に係る許可等事務	工業用水法 大阪府生活環境保全条例	府	特定市町
31	生活	ふ化業者の登録事務等	養鶏振興法	府	全市町村

【別表3】既に移譲している事務に係る付帯事務の追加【第2フェーズ】

◆「重点取組事務」(6事務)

番号	分野	事務名称	法令名 (※は、移譲済の法令)	法定 権限	移譲対象	重点 取組
1	まち	事業計画等の修正の申告の受理等	土地区画整理法(※)	特例市	移譲済市町村 (No.89)	◎
2	まち	施行者の名称等の公告及び図書の送付	土地区画整理法(※)	特例市	移譲済市町村 (No.89)	◎
3	まち	住宅造成事業の施行地区内の建築承認	住宅地造成事業に関する法律 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律	政令市	河内長野市 (No.68)	◎
4	まち	第一種大規模小売店舗立地法特例区域でなくなった区域における大規模小売店舗変更届出受理	中心市街地の活性化に関する法律	政令市	移譲済市町村 (No.36)	◎
5	まち	総合化事業計画における販売施設の同意	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	特例市	市街化調整区域の 開発許可等の権限を 受けている市町 (No.68)	◎
6	農林	総合化事業計画の認定に係る同意	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	府	移譲済市町村 (No.50)	◎

【参考資料】 「大阪府・市町村分権協議会」 会議開催状況

◆「大阪府・市町村分権協議会」

開催年度	開催日	会議名称	協議項目
平成24年度	平成24年7月4日	第43回大阪府・市町村分権協議会	○大阪府における今後の権限移譲の進め方について ○「（仮称）大阪府における今後の権限移譲研究会」設置について
〃	平成25年1月24日	第44回大阪府・市町村分権協議会	○権限移譲状況の検証について 中間とりまとめ報告 ○今後の進め方について
〃	平成25年3月25日	第45回大阪府・市町村分権協議会	○大阪府における今後の権限移譲研究会とりまとめ報告について
平成25年度	平成25年6月20日	第46回大阪府・市町村分権協議会	○今後の権限移譲の進め方について
〃	平成25年11月21日	第47回大阪府・市町村分権協議会	○「特例市並みの権限移譲」の総括及び今後の取組みについて ○「第2フェーズ」の進め方について
〃	平成26年1月28日	第48回大阪府・市町村分権協議会	○さらなる権限移譲の進め方について ○「市町村への権限移譲の推進に向けて（たたき台）」について
〃	平成26年2月18日	第49回大阪府・市町村分権協議会	○「市町村への権限移譲の推進に向けて」の取りまとめについて

【参考資料】 「大阪府・市町村分権協議会」 委員名簿

◆「大阪府・市町村分権協議会」委員

(平成24年度)

団体名	部局名・役職名	委員名
高槻市	政策財政部長	乾 博
吹田市	行政経営部長	太田 勝久
四條畷市	理事兼行政経営室長	開 康成
大東市	政策推進部長	野田 一之
柏原市	政策推進部長	北村 達夫
松原市	総務部長	東野 光弘
岸和田市	企画調整部長	西川 照彦
貝塚市	都市政策部長	元林 光二
枚方市	行政改革部長	奥 誠二
能勢町	総務部長	東良 勝
河南町	総合政策部長	新田 晃之
田尻町	総務部長	山本 克己
太子町	総務室長	松村 勝之
大阪府	市町村課長	堀井 善久

(平成25年度)

団体名	部局名・役職名	委員名
吹田市	行政経営部長	門脇 則子
池田市	総合政策部長	三好 健太郎
大東市	政策推進部長	野田 一之
門真市	総合政策部長	稲毛 雅夫
松原市	総務部長	東野 光弘
藤井寺市	総務部長	北本 義和
貝塚市	都市政策部長	谷川 順三
泉佐野市	市長公室長	道下 栄次
富田林市	市長公室長	置田 保巳
能勢町	総務部長	瀬川 寛
河南町	総合政策部長	森田 昌吾
田尻町	総務部長	山本 克己
岬町	まちづくり戦略室長	南 康明
大阪府	市町村課長	堀井 善久